

○枚方市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

令和 7 年条例第 1 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 枚方市いじめ問題対策連絡協議会の設置等（第 2 条－第 5 条）

第 3 章 附属機関の設置等

第 1 節 枚方市学校いじめ対策審議会（第 6 条－第 10 条）

第 2 節 枚方市学校いじめ重大事態調査委員会（第 11 条－第 16 条）

第 3 節 枚方市いじめ問題再調査委員会（第 17 条－第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づく枚方市いじめ問題対策連絡協議会、枚方市学校いじめ対策審議会、枚方市学校いじめ重大事態調査委員会及び枚方市いじめ問題再調査委員会の設置並びにこれらの組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 枚方市いじめ問題対策連絡協議会の設置等

（設置）

第 2 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、枚方市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（構成）

第 3 条 協議会は、次に掲げる機関その他の団体に属する者のうちから 15 人以内で構成する。

- (1) 市の機関
- (2) 市民団体又は関係団体
- (3) 関係行政機関
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める機関その他の団体

（会議の運営）

第 4 条 協議会は、会議の円滑な運営のため、座長を置くものとする。

（協議会を構成する者の守秘義務）

第 5 条 協議会を構成する者は、正当な理由なく、協議会の会議を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会を構成する者でなくなったときも、また、同様とする。

第 3 章 附属機関の設置等

第 1 節 枚方市学校いじめ対策審議会

（設置）

第 6 条 法第 14 条第 3 項及び地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、枚方市学校いじめ対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第7条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉に関する専門的知識を有する者
- (3) 臨床心理に関する専門的知識を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し教育委員会が適当と認める者

(委員の委嘱)

第8条 審議会の委員の委嘱期間は、2年（審議会の委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、2年以内）とする。

2 補欠の審議会の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 審議会の委員の再度の委嘱は、妨げない。

(委員の報酬)

第9条 審議会の委員の報酬は、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の定めるところによる。

(準用)

第10条 枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第3条から第6条まで、第8条及び第9条の規定は、審議会について準用する。

第2節 枚方市学校いじめ重大事態調査委員会

(設置)

第11条 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、枚方市学校いじめ重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(組織)

第12条 調査委員会は、委員5人以内の合議体を構成して、その担当事務の処理に当たるものとする。

2 調査審議する重大事態の件数が1を超えるときは、前項の合議体のほか、調査審議する重大事態ごとに、委員5人以内の合議体を構成して、それぞれその担当事務の処理に当たるものとする。

3 調査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 臨床心理に関する専門的知識を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し教育委員会が適当と認める者

(委員の委嘱)

第13条 調査委員会の委員の委嘱期間は、2年（調査委員会の委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、2年以内）とする。ただし、前条第2項の規定により構成する合議体に属する調査委員会の委員の委嘱期間は、当該合議体において処理する諮問に係る答申の日までとする。

2 補欠の調査委員会の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 調査委員会の委員の再度の委嘱は、妨げない。

(委員の報酬)

第14条 調査委員会の委員の報酬の額は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 会議への出席 日額22,000円

(2) 関係者からの聴取等による調査又は当該調査に係る資料の作成 時間額11,000円

2 前項に定めるもののほか、調査委員会の委員の報酬は、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。

(会議の非公開等)

第15条 調査委員会の会議は、非公開とする。

2 調査委員会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(準用)

第16条 枚方市附属機関条例第3条から第5条まで、第8条及び第9条の規定は、調査委員会について準用する。

第3節 枚方市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第17条 法第30条第2項及び地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(組織)

第18条 再調査委員会は、法第30条第2項の規定により調査審議する重大事態ごとに、委員7人以内の合議体（次条において「合議体」という。）を構成して、その担当事務の処理に当たるものとする。

2 再調査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 福祉に関する専門的知識を有する者

(3) 臨床心理に関する専門的知識を有する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者

(委員の委嘱)

第19条 再調査委員会の委員の委嘱期間は、再調査委員会の委員の属する合議体において処理する諮問に係る答申の日までとする。

(準用)

第20条 第14条及び第15条並びに枚方市附属機関条例第4条第1項、第2項本文及び第3項、第5条、第8条並びに第9条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、同条例第4条の見出し並びに同条第1項及び第2項本文中「会長及び副会長」とあり、及び同条第3項中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

第21条 この条例に定めるもののほか、協議会並びに審議会、調査委員会及び再調査委員会の組織

及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則 [令和7年3月11日公布]

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例及び枚方市いじめ問題再調査委員会条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例（令和5年枚方市条例第19号）
 - (2) 枚方市いじめ問題再調査委員会条例（平成26年枚方市条例第31号）
(枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項第1号の規定による廃止前の枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例に規定する枚方市学校いじめ重大事態調査委員会（以下「旧調査委員会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、調査委員会の委員として委嘱された者とみなす。この場合において、その委嘱された者とみなされる調査委員会の委員の委嘱期間は、第13条の規定にかかわらず、その者の旧調査委員会の委員としての残期間と同一の期間とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧調査委員会に諮問されている事項については、調査委員会において調査審議する。
(枚方市いじめ問題再調査委員会条例の廃止に伴う経過措置)
- 5 この条例の施行の際現に附則第2項第2号の規定による廃止前の枚方市いじめ問題再調査委員会条例に規定する枚方市いじめ問題再調査委員会（以下「旧再調査委員会」という。）の委員である者は、施行日に、再調査委員会の委員として委嘱された者とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧再調査委員会に諮問されている事項については、再調査委員会において調査審議する。
(枚方市附属機関条例の一部改正)
- 7 枚方市附属機関条例の一部を次のように改正する。
別表2の表枚方市学校いじめ対策審議会の項を削る。
(枚方市附属機関条例の一部改正に伴う経過措置)
- 8 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の枚方市附属機関条例別表2の表枚方市学校いじめ対策審議会の項に規定する枚方市学校いじめ対策審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日に、審議会の委員として委嘱された者とみなす。この場合において、その委嘱された者とみなされる審議会の委員の委嘱期間は、第8条の規定にかかわらず、その者の旧審議会の委員としての残期間と同一の期間とする。
- 9 この条例の施行の際現に旧審議会に諮問されている事項については、審議会において調査審議する。